

保護者様

新潟県立阿賀黎明高等学校長

出席（登校）停止について（通知）

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒にうつるおそれのある期間は出席（登校）できないことになっております。必ず医師の診断及び治療を受けられ、下記の「登校許可証明書」部分に記入してもらい、この用紙を持たせて出席（登校）させてください。

なお、出席（登校）停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 病(医)院によっては、下記の「登校許可証明書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

◆学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。（○印はかかっていると思われる病気）

	学校感染症	出席（登校）停止期間のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風しん	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	11 その他の感染症 ・感染性胃腸炎 ・溶連菌感染症 ・	

専門医様

●現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席（登校）してもよい」旨の指導をし、下記の証明書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

登校許可証明書			
年 組 氏名 _____			
診断名 _____			
上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。			
診 断 日	年	月	日
出席（登校）してもよいと認められる日	年	月	日 から
医療機関名又は 医師氏名			

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第1種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 鳥インフルエンザ (H5N1) ○ 新型インフルエンザ ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
第2種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ (H5N1を除く) ○ 麻疹 (はしか) ○ 風疹 (三日ばしか) ○ 咽頭結膜熱 (プール熱) ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ○ 水痘 (水ぼうそう) ○ 結核
第3種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病) ○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) 等 ○ 細菌性赤痢 ○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157) ○ 流行性角結膜炎 (はやり目)